

愛知県図書館所蔵図書等の除籍等取扱要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県図書館が所蔵する図書、記録、その他資料（以下「図書等」という。）を有効かつ適正な保存と活用をはかるために、図書等の不用を決定し、除籍をするとともに、譲渡及び廃棄の事務を適正及び円滑に行うために必要な事項を定める。

(図書等の除籍、譲渡及び廃棄)

第2 図書等の適正な管理をはかるため、次の各号の一に該当する図書等については、不用を決定し、除籍した後、譲渡し、又は廃棄することができる。

- (1) 蔵書点検で所在不明となって1年以上を経過したもの
- (2) 破損・汚染・磨耗などが甚だしく補修が不可能なもの
- (3) 長期未返却の図書等で所定の督促を行ったのち、回収不能となったもの
- (4) 災害などにより回収不能と認められたもの
- (5) 既存資料のマイクロ化・デジタル化等により、保存形態の変更を行い、原資料の保存を必要としなくなったもの
- (6) 貸出文庫図書等として受入れから7年を経過したもの
- (7) 内容及び利用上から資料価値を著しく失ったもの
- (8) その他将来にわたり不用と判断され、除籍及び譲渡又は廃棄することが適当であると認められたもの

(除籍の決定)

第3 図書等を除籍する場合は、事由を付した図書等の目録を作成して、館長の決裁を得なければならない。

2 前条（5）から（8）に規定する資料の除籍の決定にあたっては、以下の手順によるものとする。ただし、あらかじめ保存の期間を限った資料はこの限りではない。

- (1) 除籍する資料は、当該資料を管理するグループが選定する。
- (2) 選定された資料は、資料委員会で協議するものとする。
- (3) 当該資料を管理するグループは、協議の結果に基づき、図書等の不用を決定する決裁を得るものとする。
- (4) 当該資料の原簿を管理するグループは、前号の結果に基づき、愛知県財務規則第百十九条第1項に定める不用の決定及び、図書等の電算化されているデータの削除と原簿からの抹消行為についての決裁を得るものとする。

(図書等の処理)

第4 除籍が決定された図書等は、次の処理をしなければならない。

- (1) 電算化（データ登録）されている図書等は、除籍に必要なデータ処理をしなければならない。
- (2) 図書原簿に記載されている図書等は、除籍に必要な処理をしなければならない。

附則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年12月16日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年1月21日から施行する。